

“新しい”を共に作りだす



「日本と世界をむすぶ」、一歩先を行く採用のカタチ



飲食料品製造業向け 外国人採用のご提案

PTW ポールトゥウィン株式会社

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14F

WEB : <https://www.service.ptw.inc/>

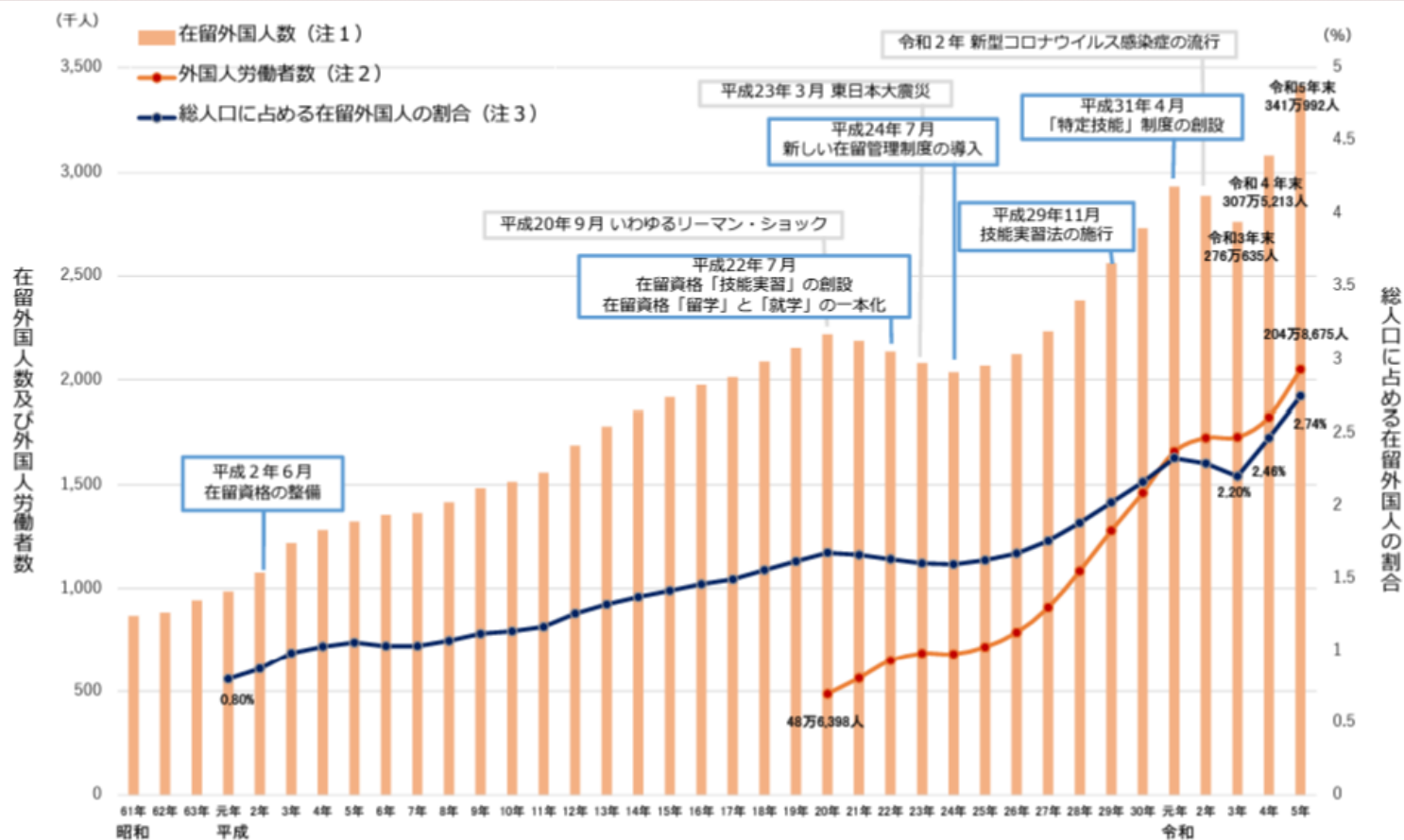
20241121

外国人労働者の受け入れ状況

- 在留外国人341万人、うち約6割（200万人程度）が就労している→全労働人口の3%足らず
- 少子高齢化により、今後もますます人手不足の分野において外国人の活躍が期待される

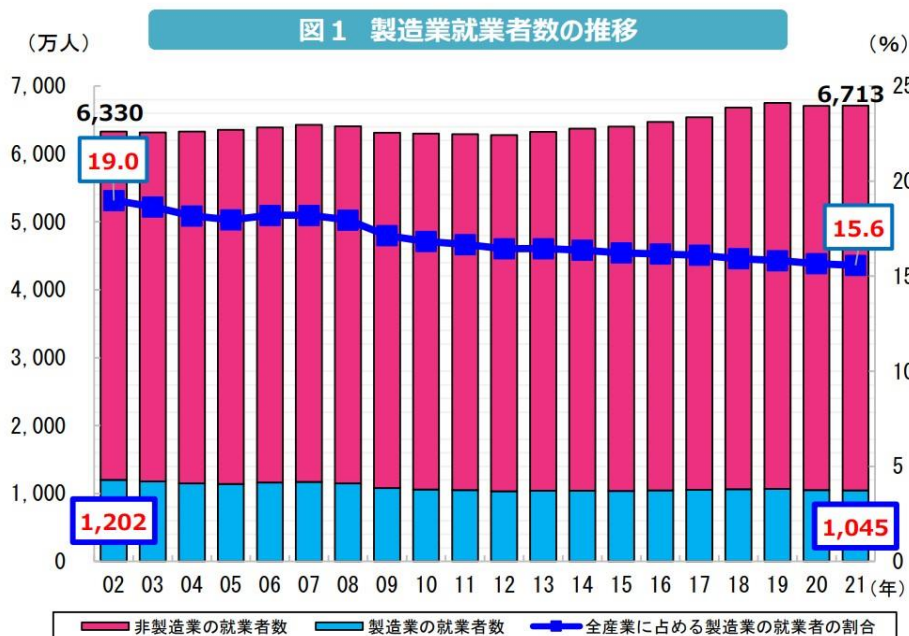
在留外国人数及び外国人労働者数の推移

ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
(注2)厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)、
(注3)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

製造業の就業者数推移（日本人含む全体）



- 国内の就業者人口（2021年度）6713万人に対して製造業の就業者数は1045万人（15.6%）
2002年から2021年で▲13%と減少傾向
- 少子高齢化により若年層が▲31%と大きく減少の一方で高齢化も激しい（1.5倍以上）
- 不足する労働力を補うために、機械化、IT導入による合理化が進められているが、
食品加工など機械化に限界のある分野もある
- 外国人労働者の採用も増加傾向にあり、日本人中心だった職場が年齢高めの日本人と
若い外国人という組合せに様変わりしつつある

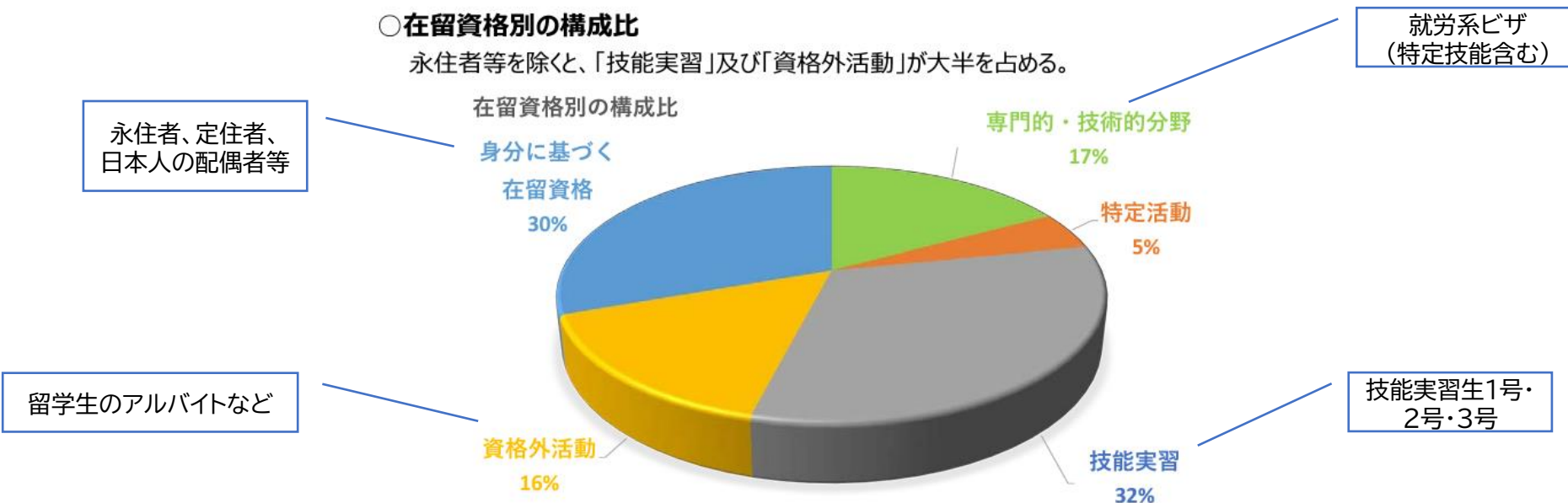
食料品製造業分野での外国人雇用状況

- ①食料品製造業に従事する外国人労働者は**約14.8万人で全産業の8%**（2023年10月末時点）
- ②在留資格別（2023年10月末時点）で、
- 技能実習生32%と最も多いが、採用人数に制限あり
 - 次に永住者・定住者・日本人の配偶者等の身分系ビザが30%と多いが、安定的な確保が難しい
 - 留学生、家族滞在といった資格外活動（就労ビザではない、週28時間制限あり）が16%程度
 - 2019年から制度開始の特定技能は専門的・技術的分野に含まれ、かなりのペースで増加中（後述）

○食料品製造業の外国人労働者数（令和4年10月時点）
約14.8万人 ※食料品製造業は全産業の約8%

○在留資格別の構成比

永住者等を除くと、「技能実習」及び「資格外活動」が大半を占める。



※在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野」に含む。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末時点）を基に農林水産省で作成

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 / New Business and Food Industry Department, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

※厚労省、農水省資料を基に当社で加筆

飲食料品製造業で受け入れ可能な在留資格の比較

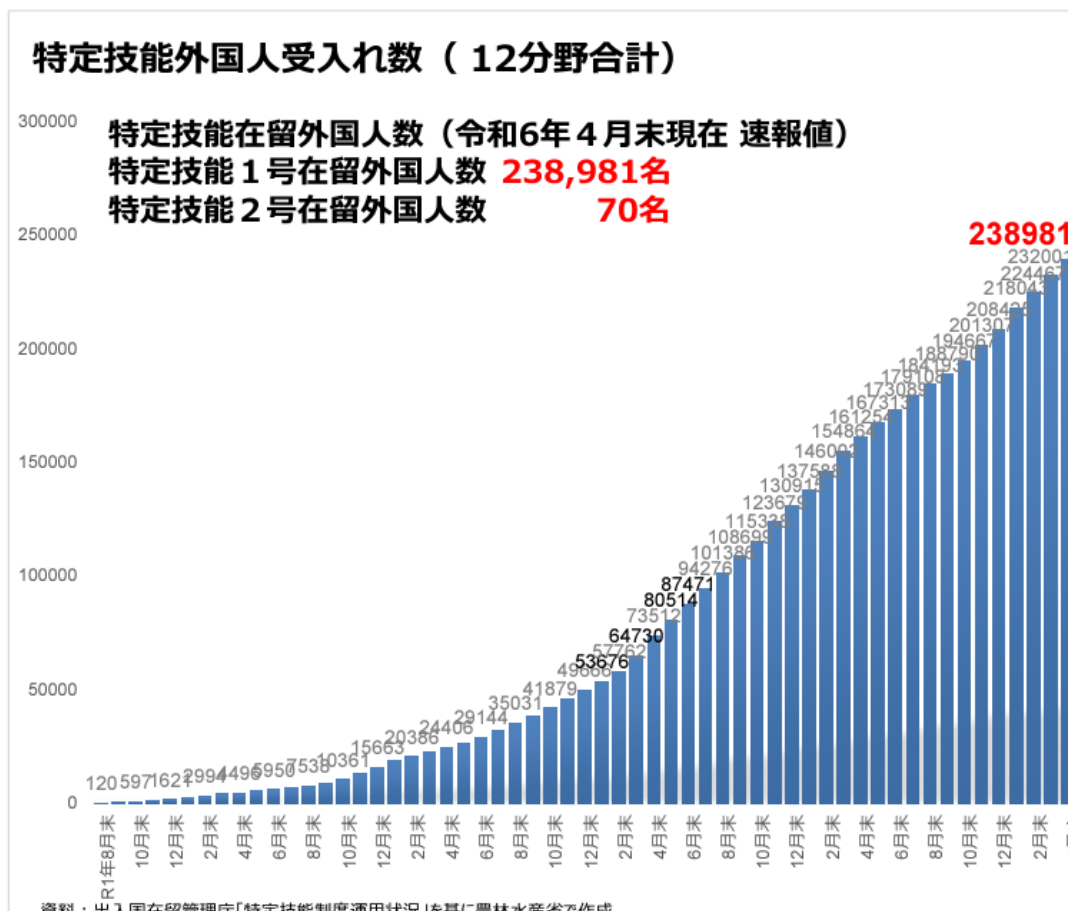
○それぞれの**特徴**、**メリット**・**デメリット**を踏まえての「**適材適所**」の活用が**おススメ**

	技人国ビザ	特定技能ビザ (2019年～)	技能実習生ビザ	身分系ビザ (永住者・定住者、 配偶者・家族滞在)	留学ビザ
在留期間	更新可	通算5年	1号1年+2号1年+3号2年 合計5年	更新可	日本語学校:最長2年 専門学校・大学:2~4年程 度
就労の制限	△あり (学歴、職歴に応じて)	14業種 (フルタイム勤務可能)	1号:原則制限なし 2号:82職種・146作業 3号:74職種・130作業	なし (家族滞在は週28時間)	なし (週28時間)
受入調整機関等 の支援	なし	あり 登録支援機関による サポート ※任意	あり 監理団体によるサポート	なし	なし
資格要件など	大卒、専門学校卒など	特定技能技能評価試験・ 日本語評価試験(N4レベ ル)への合格	特になし	特になし (配偶者に準じる)	入国時N5レベルの日本語
メリット	<ul style="list-style-type: none"> フルタイム勤務可 就労期間に制限ないため リーダー候補として育成可 能 	<ul style="list-style-type: none"> まとまった数の人材を通年 採用が見込める 事業所間の異動可能 2024年度より特定技能2 号の導入見通し 	<ul style="list-style-type: none"> まとまった数の人材を通年 採用が見込める 原則として転籍不可 帰国無しに特定技能への転 職が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 就労先・職種の制限なく採 用可 配偶者ビザはフルタイム可 能 	<ul style="list-style-type: none"> 就労先・職種の制限が少な く、手軽に採用可
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 現場ではなく管理者、営業 や企画、エンジニア、通訳・ 翻訳、事務職向け ホワイトカラー向けビザな ので難易度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 登録支援機関に支援委託 する場合などにコストが必 要 技能実習生に比べて年収 高め(5年間のトータル費 用は差がない) 	<ul style="list-style-type: none"> 受入人数の制限厳しめ 監理費用含めてランニング コストが高め 事業所間の異動不可 将来的に廃止→新制度へ移 行の見通し 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者少なく確保難しい 家庭環境に変動があった場 合ビザ更新不可 家族滞在は週28時間以内 	<ul style="list-style-type: none"> 週28時間以内の稼働(夏 休みなど長期休み期間は 週40時間) 在留期間に限度があるた め長くは勤められず

※赤枠が当社で主にご紹介可能な人材。他にも特定活動46号(日本の大卒等卒業者向けに業種を広げた就労)等もあり

特定技能「飲食料品製造業」の状況

- ・ 特定技能外国人は、コロナ禍で帰国困難な技能実習生や就職難の留学生からの転職が増えたこともあり、2019年の制度開始から急速に人数を伸ばしている。
- ・ 飲食料品製造業はコロナ禍でも順調に増やし、全体の28%と最も多い。外食業はコロナ禍の影響で伸び悩んだが、コロナの5類以降に伴い、この2年間で大幅増。全体の7.7%程度まで伸ばしてきた。



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	34,287
ビルクリーニング	4,298
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	43,005
建設	29,456
造船・船用工業	8,300
自動車整備	2,797
航空	927
宿泊	451
農業	26,491
漁業	2,919
飲食料品製造業	68,251
外食業	17,799

特定技能2号外国人数

分野	人数
建設	39
造船・船用工業	16
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	10
農業	5

特定技能「飲食料品製造業」の概要

■特定技能とは

2019年～技能実習生制度に置き換わる人材確保のための新しい在留資格として、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な状況にある産業の16業種において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくために創設された在留資格

特定技能人材・採用におけるポイント

- ✓ 元技能実習生など、国内在住の転職者を採用することが可能です
- ✓ 学歴や職歴に関係なく、特定技能の試験に合格した方の受入OK

■特定技能の特徴

項目	内容
語学レベル要件	N4またはJFT-Basic合格(N4相当)
雇用形態	1年ごとの契約。派遣は認められず、直接雇用のみ(フルタイム勤務)
対象となる業種	(1)食料品製造業、(2)清涼飲料製造業、(3)茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、(4)製氷業、(5)菓子小売業(製造小売)、(6)パン小売業(製造小売)、(7)豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 ※飲料製造業の(2)(3)に「酒類」の製造業は含まず
任せられる業務	上記業種における該当業務を担当
異動・転職	同法人内での事業者間の異動は可能、転職も可能(転職時にはビザは要再申請)
在留可能年数	特定技能1号=最大5年 ※2024年度から特定技能2号の導入

特定技能「飲食料品製造業」の対象職種と資格要件

▶ 飲食料品製造業分野の対象範囲

食料品製造業（中分類09）
清涼飲料製造業（小分類101）
茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）（小分類103）
製氷業（小分類104）
菓子小売業（製造小売）（細分類5861）
パン小売業（製造小売）（細分類5863）
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（細分類5897）

令和2年 農林水産省 食料産業局：資料より

農林水産省 食料産業局 / Food Industry Affairs Bureau. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

<食料品製造業の内訳>

- 畜産食料品製造業（小分類091）
- 水産食料品製造業（小分類092）
- 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（小分類093）
- 調味料製造業（小分類094）
- 糖類製造業（小分類095）
- 精穀・製粉業（小分類096）
- パン・菓子製造業（小分類097）
- 動植物油脂製造業（小分類098）
- その他の食料品製造業（小分類099）
 （でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調理食品、惣菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品等）

◇特定技能「飲食料品製造業」への資格要件

国内在住の人材、海外在住の人材ともに、以下の①または②の条件をクリアすればOK

① 「飲食料品製造業技能測定試験」への合格

- ・ 食品等を衛生的に取り扱い、
- ・ 飲食料品の製造・加工作業の業務について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちにHACCPに沿った衛生管理に対応できる専門性・技能を有する人材

日本語能力水準「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」の取得

② 飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者

飲食料品製造業と外食業の主な違い

- いずれも農水省管轄だが、特定技能「外食業」はレストランなどの外食産業での業務を行う
- 一方で、「飲食料品製造業」は食品加工等の工場などでの業務が主となる
- 料理人のような形で働きたい場合は特定技能「外食業」の取得が必要
- 食品加工等の工場勤務を望む場合は特定技能「飲食料品製造業」の在留資格取得が必要

	飲食料品製造業	外食業
業務内容	(主業務)飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) (関連業務)原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃事業所の管理	(1)「飲食物調理」 (2)「接客」 (3)「店舗管理」
該当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業(中分類09) ・清涼飲料製造業(小分類101) ・茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)(小分類103) ・製氷業(小分類104) ・菓子小売業(製造小売)(細分類5861) ・パン小売業(製造小売)(細分類5863) ・豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(細分類5897) ×不可→酒類製造業、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフード製造	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、レストラン、料理店、喫茶店、ファーストフード店、テイクアウト専門店(店内で調理した飲食料品を渡すもの)、宅配専門店(店内で調理した飲食料品を配達するもの)、仕出し料理店など ・ベーカリーでイートインありの場合は外食業、無しの場合は飲食料品製造業 ・給食施設(病院など)でも採用可能だが、料理品及び原材料の製造・加工をしている事業所(いわゆる集中調理施設、セントラルキッチン)は飲食料品製造業扱い
受入条件	①「食品産業特定技能協議会」に加入すること ②食品産業特定技能協議会、農林水産省の調査に協力すること ③適切な雇用契約を行うこと ④支援体制を整えること	①「食品産業特定技能協議会」に加入すること ②食品産業特定技能協議会、農林水産省の調査に協力すること ③適切な雇用契約を行うこと ④支援体制を整えること

PTW

Pole To Win